

一般質問通告書

令和2年5月18日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 前 田 敬 孝

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 新型コロナウイルス感染対策と今後の対応について	<p>①完全に終息したわけではないが、いつまた同様の危機に見舞われるか予想もつかない。これまでに得た経験と教訓を今後の政策にどのように反映していくかが重要であると考えている。特にオンライン授業が行われたが、住民すべてが同じネット環境にあるわけではないと考える。問題点や今後の課題にどう対処するか。学力格差は生じていないか。</p> <p>②収入の減少により、納税が困難な方に対する徴収猶予の「特例制度」以外に、救済策を考えているかどうか。また表には出てこないが、経済的に困窮する町民や企業、個人事業主に対しどのように対応していくのか。</p> <p>③観光シーズンの到来を前にして、近隣の市町との連携も必要だと考える。また町の観光交流戦略は抜本的な見直しを迫られると思う。一向のキャンプ場計画やワイナリー構想はどのように進んでいくとみているか。</p>	町 長 教育長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>2. 特定健診受診率向上のための取組みと予防医療に対する町の方針は</p>	<p>①今までどのようにPDCAを機能させ受診率向上をめざしてきたか。よい結果がでていない理由は。</p> <p>②令和2年度はAI技術を活用して受診勧奨をする予定とあるが、具体的にどのような方法で行うのか。</p> <p>③3月の定例会の際、町長より「科学的根拠があつての話である。鳥大と連携し助言を受けながら次の段階で効果があるか見極める。よいものなら啓発し、町民の健康状態がよくなればそれが最終目的だと思っている。」と答弁があつた。鳥大との連携や見極めの進捗をうかがう。</p> <p>④Society5.0※1時代の予防医療の在り方をうかがう。</p> <p>※1「Society5.0」とは、 IOT※2によりサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を連携し、全ての物や情報、人を一つにつなぐとともに、AI（人工知能）等の活用により量と質の全体最適をはかる社会のこと。 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもの。第5期科学技術基本計画においてわが国が目指す未来社会の姿として提唱されました。</p> <p>※2「IoT」（アイオーティ）（Internet of Things）とは、モノのインターネットのことで、モノ（物理的に存在する物だけでなく、自然現象や生物の行動等を含む）がインターネット経由で通信することを意味します。</p>	<p>町長</p>

一般質問通告書

令和2年5月18日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 新 藤 登 子

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>1. コロナ禍による災害時の対策は</p>	<p>新型コロナウイルスの感染で世界中の人々が生命の危険にさらされています。</p> <p>国内では1万6千人以上の方が新型コロナウイルスに感染して今なお苦しんでおられます。又、全国で729人(いずれも5/15現在の数字)の多くの方が犠牲になりました。</p> <p>鳥取県では3人の方が感染されましたが1人の方は回復されたと報道で知りました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染がいつ収束するのか先が見えない不安な日々が続いています。</p> <p>そのような状況の中、今後、地震や台風の発生、梅雨時の大雨シーズン、土砂災害などの自然災害もあり得ると思います。</p> <p>琴浦町ではコロナ禍による災害時の対策をどのようにして講じられるのか下記の事について町長にお伺いします。</p> <p>①避難所での感染対策の進め方 ②集団感染拡大2波3波への警戒と対応 ③3密を避けるための炊き出しはどのような方法で行うか ④ウイルスの戦いは長期戦になるかもしれないがその時の対応について ⑤緊急事態宣言の発表と解除になった時の対応(5/14現在)</p>	<p>町 長</p>

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 手 嶋 正 巳

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 梨の振興について	生産者は、よく頑張っておられますが、反面、最近あちらこちらで梨の木が切られ、廃園になっている現状を目にします。そこで、琴浦町の梨の現状をどう捉えておられるか、又、今後の梨の振興をどのように考えておられるのか伺います。	町 長
2. 学校のトラブル早期解決へ「スクールロイヤー」導入について	文部科学省は今年度から、学校現場に助言する弁護士「スクールロイヤー」を全国に配置する取組みを加速させると聞いております。いじめや虐待など子どもを巡る問題が複雑化する中、深刻化する前の早期解決が求められているためだと思います。導入する考えはあるか伺います。	教育長

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 福 本 ま り 子

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. キャッシュレス決済拡大推進方策は	<p>① 昨年10月の消費税増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元制度が打ち出され、今年4月にはこのキャッシュレス決済の拡大推進を図るために、全国29市町の自治体がモデル地区に選定された。琴浦町も選定されたわけだが、具体的にどのようなことを推進あるいは実施しようとしているのか、町内店舗の加盟状況等も含めて示されたい。</p> <p>② ただ、この制度は6月までとされている。モデルの自治体では、その多くが窓口や公共施設のキャッシュレス化が図られると思うが、7月以降はどのような展開となるのか伺う。</p>	町 長
2. 新型コロナウイルスの影響と対応は	<p>① 国内の新型コロナウイルスの感染者が減少し、緊急事態宣言が25日に解除の方向だが、従来の生活に完全に戻ることは難しい。経済や雇用、教育等に大きな影響が出ており、生活保護の申請も全国的に増加すると予測されている。 「アベノマスク」に象徴されるように国の施策もけっして十分とは言えず不評である。 そこで町として、町の経済や暮らしを支えるために独自の対策を行っているか、行おうとしているのか具体的な取り組みを伺う。 提案…特別定額給付金の給付対象者は基準日が令和2年4月27日現在。この日以降に生まれた子についても町独自で給付することはどうか。</p> <p>② 特別定額給付金やその他の給付金の申請状況は。 ・預金口座もなく、現金受け取りを希望する人はいないか。 ・オンライン申請の状況は ・間違っ給付金を希望しないに×印をした人はいないか。</p>	町 長 教育長

<p>3. 防災対策の見直しについて</p>	<p>① 過去の災害を糧にして 6月は梅雨入りの季節、2018年の西日本豪雨が思い出されるが、同年9月には台風24号のゲリラ豪雨で琴浦町でも死者がでた。 地震の脅威のみならず、長雨やゲリラ豪雨は年々厳しいものとなってきている。 加えて、このたびの新型コロナウイルスの感染力は想像以上のものがある。 現在さまざまところで「密」になることを避ける取り組みを行っているが、過去に避難所での密集がインフルエンザの感染を招いた事例もある。 コロナも気のゆるみが出たころに第2波がこないとも限らない。 早急な見直しが必要だと考えるがどうか。</p> <p>② 防災倉庫の管理は 防災倉庫の場所とそれぞれの備蓄品のリストを示されたい。 備蓄品の数量のみならず、保管環境（カビ等）が十分か、消費期限等のあるものの棚卸状況はどのようになっているか。</p>	<p>町 長</p>
------------------------	---	------------

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 押 本 昌 幸

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 「コロナ以降」についてどう考えるか	①従来の世界観を変えた「コロナ以降」の「まち・ひと・くらし」についての考え方 ②「創生戦略」も含めて、町政戦略の見直しが必要だと思うがどうか。例えば「観光戦略」など。	町 長
2. 「若者回復率」について	①「若者回復率」（豊岡市の呼称。琴浦町では藤山浩氏資料の「地域別コーホート変化率※1」=企画政策課作成資料）について。内閣府等の「都会への女性の流出過多が要因」という一般論が当てはまらない。なぜか。 ②にもかかわらず、「上郷」（25～30歳女性 0.44）「以西」（20～25歳女性 0.39）の異常な数字をどうとらえるか。そして施策は。 ※1「コーホート変化率」の概要 コーホート（同時出生集団）（5歳間隔）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるモノと仮定して将来人口を算出する方法	町 長

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 大 平 高 志

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. コロナ危機で見た課題と克服への取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ危機で見えた町の課題はどこにあると考えるか、その克服のため何が必要と思うか町長に伺う。 ・コロナ危機により学校が休校となった、この間の学力保証のための取り組みはどうであったか、危機で見えた課題とその対処も含め教育長に伺う。 	町 長 教育長
2. キャッシュレス決済の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・消費の落ち込みによる経済の後退が心配される中、キャッシュレス決済を推進する動きが活発化している。民間は言うに及ばず行政においても徴収や給付事務の効率化、決済で得られるビッグデータの活用など幅広い分野での効果が期待され他自治体において、官民挙げて環境整備など進めている所があるが本町はキャッシュレス決済推進を行う考えはあるのか伺う。 	町 長
3. 監査のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員選任について2018年4月1日から施行された地方自治法の一部改正で、条例により議会選出監査委員を選任しないことができるようになった、この事を踏まえ今後の監査の選任も含めた在り方について思うところがあれば伺う。 ・監査は重要な職責を帯びているが、何と議選監査が不信任となった。議会から信任しないとされた委員と監査を行うにあたり日々の監査業務に支障は生じていないか、代表監査として所見があれば伺う。 ・部落解放同盟町協議会は監査委員の見解によれば、『公益団体』と言う事だが、この事も議選監査の不信任理由の一つとなっている。現在も公益団体という認識か、そうであれば公益の根拠は何処にあるか伺う。 	町 長 代表監査 委員
4. 議会運営への介入について	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の委員会配属を巡り議長が特定の議員について農業委員会に配慮し所属させなかったと言われた。常識的に考えられない事だが、農業委員会が何かしら圧力を掛けるなど議長が忖度を行わざるを得ない状況を作った事実があるのか伺う。 	農業委員 会会長

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 高 塚 勝

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1 防災について	①「防災計画」に新型コロナウイルスなどの感染症対策の対応をすべきでは。 ②町有施設（規模は問わず）の耐震化の現状は、又、今後の耐震調査、耐震工事の計画は。 ③島根原発災害発生時、町内に多数の避難民を受け入れる事になっているが対応は万全か。	町 長 教育長
2 差別について	役場正職員には住居手当が支給されているが、その手当の目的は、又、会計年度任用職員には住居手当が支給されていない、何故支給されないのか、これは明らかに差別ではないか。	町 長
3 農業委員会の議会人事介入について	今年2月の議会常任委員会配属について、小椋議長は某議員に対して「農業委員会とちょっとあったので、又、農業委員会のほうから、そういういろんなことがないように配慮したつもり。」と答えた。これは農業委員会が議会人事に介入した事となるが、事実か。	農業委員会 会長
4 部落解放同盟琴浦町協議会について	昨年9月定例会において「議会監査請求の報告」によると、部落解放同盟琴浦町協議会は、「人権施策を推進する公益的な活動を目的としている団体」とあるが、何をもって公益的と判断したのか。	代表監査 委員
5 町長・議員選挙について	前回の選挙投票率が、54.6%と低調であった。今後投票率アップを検討すると回答を得ているが、検討結果は。	選挙管理 委員長

一般質問通告書

令和2年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 青 亀 壽 宏

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 国民健康保険税の引き上げを中止し、国保加入者の負担軽減を決断すべきではないか	①国民健康保険は国民皆保険制度の最後の砦です。国保法第1条は国保を「社会保障」と位置づけています。新型コロナ禍の人类的苦境の中で増税による負担増はなんとしても回避すべきではないか。	町 長
2. 公共施設の長期的視野に立った計画的管理について	①合併して15年以上経つが公共施設の計画的再配置計画が必ずしも明確でない。全体計画の明確化と住民の意見集約を図るべきではないか。 ②中学校の部活には学校の体育館だけでなく隣接する勤労者体育館や農業者トレーニングセンターも活用して行われてきた。部活が支障なくできる体制を保證すべきではないか。 ③議会に出された請願で東伯総合公園内のサッカー場は人工芝による改修と夜間照明施設の導入により稼働率の飛躍的改善と管理費の削減が可能となり、有利なサッカー連盟の補助金を活用して実施に踏み切るべきではないか。	町 長 教育長

<p>3. 町長は、議会で議決され、施行された条例をその条例により設置された審議会に改正条例の是非を諮問できるのか</p>	<p>3月26日町長は12月議会で議決された「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例」(令和元年琴浦町条例第17号)について(諮問)して審議会の意見を求めた。</p> <p>改正条例は規定の賛成者を付して議員提案され、正規の議題となって本会議において審議され、圧倒的多数の議員の賛成により可決・成立し、議長から議決された改正条例が送付され、町長により公布・施行されたものである。</p> <p>①条例の第8条の規定「町はあらゆる差別をなくすための事項を審議するため、琴浦町差別をなくし審議会を置くことができる」により設置された審議会に「諮問」した。審議会の設置根拠の条例本体について諮問する行為は議会の議決権に対する重大な侵害行為ではないか。</p>	<p>町長</p>
<p>4. 訴訟など法的専門知識の支援などの体制はどうなっているのか</p>	<p>①複雑・専門化する地方行政にあって訴訟対応など、法的専門知見の活用を必要とする場合があるが、町はどのような体制で対応しているのか。</p>	<p>町長</p>
<p>5. 行政委員会の一つである農業委員会の役割について</p>	<p>①町の執行機関の一つである「農業委員会」の位置づけと役割について説明していただきたい。</p>	<p>町長 農業委員会 会長</p>

